



# 保税地域における工事の際の手続きについて ～指定保税地域の関係者の皆様へ～

指定保税地域の機能に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への協議等**（承認申請、報告を含む。）が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、**税関への協議等が不要となる工事を明確化**しました。

## 協議等が**必要**な工事の例

### （具体例）

- ・ 岸壁の新設、改良（耐震補強工事を含む。）、撤去工事
- ・ 埠頭の埋め立て、土壌掘削工事、地盤改良工事（調査工事を含む。）
- ・ ガントリークレーンその他荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上屋、タンク、フェンス、ゲート、照明装置の設置、移設、撤去工事

協議等が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に協議等することができるようになりました。



例示以外の工事で、協議等の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

## 協議等が**不要**な工事の例

### ① 塗装、ライン引き、道路や岸壁等の補修

#### （具体例）

- ・ 防舷材の補修・補強工事
- ・ 摩耗したラインの引き直し
- ・ 岸壁、道路の補修工事（アスファルト等の更新工事を含む。）

### ② 上屋や倉庫におけるの屋根・壁面等の補修

#### （具体例）

- ・ 雨漏りが発生した屋根及び<sup>ひさし</sup>庇を補修する工事
- ・ 壁面の塗装

### ③ 設備の維持管理のための保守点検

#### （具体例）

- ・ 指定保税地域内に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

### ④ 機器の交換

#### （具体例）

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業



# 保税地域における工事の際の手続きについて ～保税蔵置場等の被許可者の皆様へ～

保税蔵置場等（保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域）における貨物管理等に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への届出**が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、**税関への届出が不要となる工事を明確化**しました。

## 届出が**必要**な工事の例

### ① 外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事

#### （具体例）

- ・ タンクの設置、移設、撤去工事
- ・ ラックや什器の設置、移設、撤去工事
- ・ 保冷設備や定温設備の設置、移設、撤去工事
- ・ 荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上記の工事が付随的に発生する耐震工事や補強工事、配管工事等

### ② 外国貨物等の保全のための措置の内容を変更する工事

#### （具体例）

- ・ 保税蔵置場等のフェンス、障壁、照明装置の設置、移設、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の出入口、窓、その他侵入が可能な部分に対する施錠その他の措置（監視カメラ、その他の機械警備を含む。）の実施、変更に係る工事、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の門扉、シャッターの更新工事

### ③ 保税蔵置場等の面積に変更を生じる工事

届出が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に届出することができます。



例示以外の工事で、届出の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

## 届出が**不要**な工事の例

### ① 塗装、ライン引き、屋根・壁面等の補修

#### （具体例）

- ・ 壁面の塗装、摩耗したラインの引き直し
- ・ 雨漏りが発生した屋根及び<sup>ひさし</sup>庇の補修

### ② 設備の維持管理のための保守点検

#### （具体例）

- ・ 保税蔵置場等に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

### ③ 機器の交換

#### （具体例）

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業